

○事件に強い警察を確立するための神奈川県警察総合対策委員会設置要綱の制定
について

(平成元年8月1日例規第34号／神刑総発第434号／神総発第186号／神務発第694号／
神防発第557号／神ら企発第295号／神公一発第141号／神交企発第371号)

改正 平成3年4月10日例規第22号神刑総発第260号神総発

第74号神務発第456号神防発第243号神ら企発第191号 平成4年3月17日例規第24号神務発第340号
神公一発第90号神交企発第194号

平成4年7月8日例規第74号神務発第938号神防発第5
28号神地一発第1号

平成7年3月24日例規第8号神務発第452号

平成8年3月19日例規第9号神務発第406号

平成10年4月15日例規第16号神務発第606号

平成11年3月12日例規第3号神務発第376号

平成12年8月30日例規第32号神総発第275号神務
発第1492号神生総発第642号神刑総発第449号神交
総発第647号神公一発第334号

平成13年3月23日例規第23号神務発第564号

平成14年3月29日例規第25号神務発第691号

平成16年6月30日例規第24号神務発第1340号

平成16年9月7日例規第31号神務発第1720号

平成17年3月29日例規第16号神務発第622号

平成19年3月27日例規第11号神務発第603号

平成20年3月31日例規第22号神務発第697号

平成22年3月30日例規第18号神務発第481号

平成25年3月29日例規第24号神務発第408号

平成29年3月31日例規第14号神務発第465号

平成30年3月30日例規第9号神務発第468号

平成31年3月26日例規第4号神務発第366号

令和3年8月27日例規第35号神務発第807号

令和4年3月3日例規第12号神務発第233号

令和7年3月28日例規第11号神務発第410号

各所属長あて 本部長

最近における社会経済情勢の変化に伴い、犯罪の発生実態も大きく変貌を遂げつつあるところであるが、いかなる事件が発生しても早期にこれを解決することは、警察の重大な使命である。

特に、グリコ・森永事件、朝日新聞社襲撃事件、幼児対象の誘拐殺人事件等の重要凶悪事件の解決は、国民が警察に対して最も期待するものである。

しかしながら、最近の犯罪をめぐる情勢は、スピード化、広域化、巧妙化、更には国際化の傾向すらうかがえるところであり、これに伴い、警察の総力を挙げて取り組むべき事案が増加し、警察の各部門が相互に連携して対応しなければならない状況が生じるなど、警察捜査を取り巻く環境はきわめて厳しいものがある。

そこで、このような諸情勢に対応し、県民の期待と信頼に応え得る真に事件に強い警察を早期に確立するため、下記のとおり、警察本部に「事件に強い警察を確立するための神奈川県警察総合対策委員会」を設置し、具体的かつ効果的な推進方を総合的に検討し、その実施を図ることとしたので、各位にあっては、その趣旨を理解し、実効が期せられるよう特段の配慮をされたい。

記

事件に強い警察を確立するための神奈川県警察総合対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 警察本部に、事件に強い警察を確立するための神奈川県警察総合対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、事件に強い警察を確立するため、次に掲げる事項を検討審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 重要凶悪事件への的確な対応
- (2) 人事・教養制度の改善
- (3) 民間協力の確保
- (4) 司法手続の研究
- (5) 捜査技術の開発

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は警察本部長を、副委員長は警務部長及び刑事部長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 生活安全部長
- (3) 地域部長
- (4) 交通部長
- (5) 警備部長
- (6) 横浜市警察部長
- (7) 川崎市警察部長
- (8) 相模原市警察部長
- (9) 相模方面本部長
- (10) サイバーセキュリティ対策本部長
- (11) 組織犯罪対策本部長
- (12) 情報通信部長
- (13) 警務部警務課長
- (14) 刑事部刑事総務課長
- (15) 伊勢佐木警察署長
- (16) 川崎警察署長

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(幹事会)

第5条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は刑事部長を、副幹事長は組織犯罪対策本部長、警務課長及び刑事総務課長をもって充てる。
- 4 幹事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務部総務課長
 - (2) 総務部会計課長
 - (3) 警務部警務課企画室長
 - (4) 生活安全部生活安全総務課長
 - (5) 地域部地域総務課長
 - (6) 組織犯罪対策本部組織犯罪対策総務課長
 - (7) 交通部交通総務課長
 - (8) 運転免許本部運転免許課長
 - (9) 警備部公安第一課長
 - (10) 情報通信部通信庶務課長
- 5 幹事会は、委員会から付託された案件について調査、検討するものとする。
- 6 第4条の規定は、幹事会の運営について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(分科会)

第6条 幹事会に、重要凶悪事件対策分科会、人事教養制度検討分科会、民間協力確保推進分科会、司法手続研究分科会及び捜査技術開発分科会を置く。

- 2 分科会は、会長、副会長及び会員をもって組織し、その任務、構成は、別表のとおりとする。
- 3 分科会は、実施計画の具体的な推進方策について専門的に調査研究するものとする。
- 4 第4条の規定は、分科会の運営について準用する。この場合において、「委員長」とあるのは、「分科会会長」と、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。
- 5 分科会会長は、分科会の開催結果等について、開催の都度、幹事長に報告するものとする。

(研究班)

第7条 分科会会長は、担当する任務に関し、研究、開発等特に必要があると認めるときは、研究班を設けることができる。

2 研究班の構成、運営については、分科会会長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会、幹事会及び分科会の庶務は、刑事部刑事総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成3年4月10日例規第22号神刑総発第260号神総発第74号神務発第456号神防発第243号神ら企発第191号神公一発第90号神交企発第194号)

附 則(平成4年3月17日例規第24号神務発第340号)

附 則(平成4年7月8日例規第74号神務発第938号神防発第528号神地一発第1号)

附 則(平成7年3月24日例規第8号神務発第452号)

附 則(平成8年3月19日例規第9号神務発第406号)

附 則(平成10年4月15日例規第16号神務発第606号)

附 則(平成11年3月12日例規第3号神務発第376号)

附 則(平成12年8月30日例規第32号神総発第275号神務発第1492号神生総発第642号神刑総発第449号神交総発第647号神公一発第334号)

附 則(平成13年3月23日例規第23号神務発第564号)

附 則(平成14年3月29日例規第25号神務発第691号)

附 則(平成16年6月30日例規第24号神務発第1340号)

附 則(平成16年9月7日例規第31号神務発第1720号)

附 則(平成17年3月29日例規第16号神務発第622号)

附 則(平成19年3月27日例規第11号神務発第603号)

附 則(平成 20 年 3 月 31 日例規第 22 号神務発第 697 号)

附 則(平成 22 年 3 月 30 日例規第 18 号神務発第 481 号)

附 則(平成 25 年 3 月 29 日例規第 24 号神務発第 408 号)

附 則(平成 29 年 3 月 31 日例規第 14 号神務発第 465 号)

附 則(平成 30 年 3 月 30 日例規第 9 号神務発第 468 号)

附 則(平成 31 年 3 月 26 日例規第 4 号神務発第 366 号)

附 則(令和 3 年 8 月 27 日例規第 35 号神務発第 807 号)

附 則(令和 4 年 3 月 3 日例規第 12 号神務発第 233 号)

附 則(令和 7 年 3 月 28 日例規第 11 号神務発第 410 号)

別表(第 6 条関係)

分科会名	分科会長等	会員	任務
重要凶悪事件対策分科会	会長 捜査第一課長 副会長 刑事総務課企画 担当代理	会計課課長補佐	1 重要事件の早期対応体制に関する こと。
		情報管理課 //	
		装備課 //	2 広域捜査体制の強化に関する こと。
		警務課 // (組織・定数)	
		生活安全総務課指導官	3 捜査支援システムの開発整備 に関すること。
		人身安全対策課課 長補佐	4 国際捜査力の強化に関するこ と。
		少年捜査課 //	
		生活経済課 //	5 その他、重要・凶悪事件対策 に関すること。
		生活保安課 //	
		サイバー犯罪捜査 課 //	
地域総務課指導官			
		通信指令課課長補 佐	
		刑事総務課 //	

		<p>〃 指導官 捜査第一課課長補佐 捜査第三課 〃 鑑識課 〃 組織犯罪対策総務課 〃 暴力団対策課 〃 薬物銃器対策課 〃 国際捜査課 〃 機動捜査隊中隊長 科学捜査研究所科長 交通捜査課指導官 〃 課長補佐 高速道路交通警察隊中隊長 公安第一課課長補佐 機動通信課課員</p>	
<p>人事・教養制度 検討分科会</p>	<p>会長 警務課長 副会長 刑事総務課企画 担当代理</p>	<p>総務課課長補佐 警務課 〃 (人事) 〃 〃 (任用) 教養課課長補佐 生活安全総務課指導官 人身安全対策課課長補佐 地域総務課 〃 刑事総務課 〃 (企画) 〃 〃</p>	<p>1 事件に強い警察官の育成に関する こと。 2 捜査員の実務能力の向上に関する こと。 3 捜査幹部の指揮能力向上に関する こと。 4 その他、人事教養制度の改善 に関する こと。</p>

		(指導) 交通総務課 〃 交通捜査課指導官 運転免許課課長補佐 公安第一課 〃 横浜市警察部担当補佐官 通信庶務課課長補佐	
民間協力確保推進分科会	会長 刑事総務課長 副会長 地域総務課企画担当代理	総務課課長補佐 広報県民課 〃 警務課 〃 教養課 〃 生活安全総務課指導官 人身安全対策課課長補佐 少年育成課 〃 少年捜査課 〃 生活経済課 〃 生活保安課 〃 サイバー犯罪捜査課 〃 地域総務課指導官 刑事総務課課長補佐 〃 指導官 交通捜査課課長補佐 運転免許課 〃 公安第三課 〃 横浜市警察部担当補佐官	1 広報活動の推進に関すること。 2 被害者、参考人対策の推進に関すること。 3 捜査協力者対策に関すること。 4 その他、国民協力の確保に関すること。
司法手続研究分科会	会長 刑事総務課長 副会長	留置管理課課長補佐 警務課 〃 生活安全総務課指導官	1 逮捕に関すること。 2 押収に関すること。 3 取調べに関すること。

	<p>刑事総務課企画担当代理</p> <p>副会長 生活安全総務課企画担当代理</p>	<p>人身安全対策課課長補佐</p> <p>少年捜査課 〃</p> <p>生活経済課 〃</p> <p>生活保安課 〃</p> <p>サイバー犯罪捜査課 〃</p> <p>地域総務課 〃</p> <p>地域総務課指導官</p> <p>刑事総務課課長補佐</p> <p>〃 指導官</p> <p>交通捜査課 〃</p> <p>公安第一課課長補佐</p> <p>公安第三課 〃</p> <p>横浜市警察部担当補佐官</p>	<p>4 他機関、団体との捜査協力に関すること。</p> <p>5 不適正・効果事例の活用に関すること。</p> <p>6 その他、司法手続の適正化に関すること。</p>
<p>捜査技術開発分科会</p>	<p>会長 刑事総務課長</p> <p>副会長 刑事総務課企画担当代理</p> <p>副会長 生活安全総務課企画担当代理</p>	<p>会計課課長補佐</p> <p>装備課 〃</p> <p>情報管理課 〃</p> <p>教養課 〃</p> <p>生活安全総務課指導官</p> <p>人身安全対策課課長補佐</p> <p>少年育成課 〃</p> <p>少年捜査課 〃</p> <p>生活経済課 〃</p> <p>生活保安課 〃</p> <p>サイバー犯罪捜査課 〃</p> <p>地域総務課 〃</p> <p>地域総務課指導官</p> <p>刑事総務課課長補佐</p> <p>〃 指導官</p> <p>捜査第一課課長補佐</p>	<p>1 聞込み・取調べ等各種捜査技術の向上に関すること。</p> <p>2 ハイテク器材の活用に関すること。</p> <p>3 捜査書類の作成能力向上に関すること。</p> <p>4 手配制度に関すること。</p> <p>5 その他、捜査手法の高度化に関すること。</p>

	佐	
	捜査第二課 //	
	捜査第三課 //	
	鑑識課 //	
	組織犯罪対策総務課 //	
	暴力団対策課 //	
	薬物銃器対策課 //	
	国際捜査課 //	
	機動捜査隊中隊長	
	科学捜査研究所科長	
	交通総務課課長補佐	
	交通捜査課指導官	
	公安第一課課長補佐	
	公安第二課 //	
	公安第三課 //	
	外事第一課 //	
	外事第二課 //	
	機動通信課課員	